

○原子力規制委員会規則第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十二條の三第四項及び第四十一條第四項の規定に基づき、原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則及び核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部を改正する規則

（原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正）

第一条 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(受験の手続)</p> <p>第五条 筆記試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>一 戸籍抄本、住民票の写し（本籍地（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの</p>	<p>(受験の手続)</p> <p>第五条 筆記試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 履歴書（別記様式第二）</p> <p>二 戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの</p>

二・三 (略)

2 口答試験を受けようとする者は、別記様式第二による受験申込書に第三条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(合格者の公告等)

第六条 原子力規制委員会は、筆記試験又は口答試験に合格した者の氏名を官報で公告するほか、筆記試験に合格した者には、別記様式第三による筆記試験合格証を交付する。

(原子炉主任技術者免状の様式)

第七条 法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状(次条及び第九条において「免状」という。)の様式は、別記様式第四のとおりとする。

(免状の再交付)

第八条 免状を喪失し、又は汚損した者であつて、その再交付を受けようとするものは、別記様式第五による原子炉主任技術者免状再交付申請書に、第五条第一項第一号に規定する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(免状の返納)

第九条 (略)

三・四 (略)

2 口答試験を受けようとする者は、別記様式第三による受験申込書に第三条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(合格者の公告等)

第六条 原子力規制委員会は、筆記試験又は口答試験に合格した者の氏名を官報で公告するほか、筆記試験に合格した者には、筆記試験合格証を送付する。

(新設)

(原子炉主任技術者免状の再交付)

第七条 法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状(以下「免状」という。)を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第四による原子炉主任技術者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

2・3 (略)

(原子炉主任技術者免状の返納)

第八条 (略)

第十条 (略)

(認定の申請)

第十一条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、別記様式第六による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

第十二条 (略)

(変更の届出)

第十三条 第十条の規定による認定を受けた大学の設置者(以下「認定課程設置者」という。)は、第十一条の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第七による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十四条～第十六条 (略)

(認定等の公示)

第十七条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

第九条 (略)

(認定の申請)

第十条 前条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、別記様式第五による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一～五 (略)

第十一条 (略)

(変更の届出)

第十二条 第九条の規定による認定を受けた大学の設置者(以下「認定課程設置者」という。)は、第十条の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第六による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十三条～第十五条 (略)

(認定等の公示)

第十六条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十條の規定による認定をしたとき。
- 二 (略)

第十八條 (略)

別記様式第 1 (第 5 条関係)

原子炉主任技術者試験 (筆記試験) 受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

住 所	郵便番号	電話番号 電子メールアドレス
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(削る)

- 一 第九條の規定による認定をしたとき。
- 二 (略)

第十七條 (略)

別記様式第 1 (第 5 条関係)

原子炉主任技術者試験 (筆記試験) 受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

本籍 (国籍)	住 所	郵便番号	電話番号
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別記様式第 2 (第 5 条関係)

履 歴 書

本籍 (国籍)	
住 所	
(ふりがな)	

氏名	
生年月日	
学歴	
職歴	
賞罰	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第2 (第5条関係)

原子炉主任技術者試験口答試験受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

住所	郵便番号	電話番号 電子メールアドレス
(略)		
筆記試験合格 証番号	号	
職歴		

別記様式第3 (第5条関係)

原子炉主任技術者試験口答試験受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

本籍 (国籍)	住所	郵便番号	電話番号
(略)			
筆記試験合格 証番号	号		

備考 (略)

備考 (略)

別記様式第3 (第6条関係)

(新設)

第 号

原子炉主任技術者筆記試験合格証

氏 名

年 月 日生

第 回原子炉主任技術者試験の筆記試験に合格したことを証する。

年 月 日

原子力規制委員会 

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記様式第4 (第7条関係)

第 号

原子炉主任技術者免状

氏 名

年 月 日生

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第
41条第1項の規定に基づき、この免状を交付する。

年 月 日

原子力規制委員会 

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第5 (第8条関係)

原子炉主任技術者免状再交付申請書

(新設)

別記様式第4 (第7条関係)

原子炉主任技術者免状再交付申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第8条第1項の規定により、原子炉主任技術者免状の再交付を申請します。

住 所	郵便番号	電話番号	電子メールアドレス
(略)			

備考 1・2 (略)

別記様式第6 (第11条関係)

認定申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第10条の規定による認定を受けたいので、同規則第11条の規定に基づき、申請します。

(略)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第7条第1項の規定により、原子炉主任技術者免状の再交付を申請します。

本籍 (国籍)	住 所	郵便番号	電話番号
(略)			

備考 1・2 (略)

別記様式第5 (第10条関係)

認定申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第9条の規定による認定を受けたいので、同規則第10条の規定に基づき、申請します。

(略)

<p>備考 (略)</p> <p>別記様式第7 (第13条関係)</p> <p>認定変更届出書</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 (名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第13条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p> <p>別記様式第6 (第12条関係)</p> <p>認定変更届出書</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p>住所</p> <p>氏名 (名称及び代表者の氏名)</p> <p>原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第12条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。</p> <p>(略)</p> <p>備考 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部改正)

第二条 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」とい

う。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
<p>(試験の方法等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。</p> <p>免除を受けることができる者</p> <p>一 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第三十五条第二項の第一種放射線取扱主任者試験に合格した者(第三条第三号において「第一種放射線取扱主任者試験合格者」という。)</p> <p>二 (略)</p>		<p>(試験の方法等)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。</p> <p>免除を受けることができる者</p> <p>一 第一種放射線取扱主任者試験合格者</p> <p>二 (略)</p>	
事項 (略)		事項 (略)	
(受験手続)		(受験手続)	

第三条 試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

(削る)

一 戸籍抄本、住民票の写し(本籍地(外国人にあつては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等)の記載のあるものに限る。)又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの

二 (略)

三 第一種放射線取扱主任者試験合格者にあつては、放射性同位元素等の規制に関する法律第三十五条第一項の第一種放射線取扱主任者免状又は放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)第三十五条の二の放射線取扱主任者試験合格証(第一種放射線取扱主任者試験に係るものに限る。)の写し

四 (略)

(核燃料取扱主任者免状の様式)

第四条 法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状(次条及び第六條において「免状」という。)の様式は、別記様式第二のとおりとする。

(免状の再交付)

第五条 免状を喪失し、又は汚損した者であつて、その再交付を受

第三条 試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 履歴書(別記様式第二)

二 戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの

三 (略)

(新設)

四 (略)

(新設)

(核燃料取扱主任者免状の再交付)

第四条 法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状(以下「

けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書に、第三条第一号に規定する書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(免状の返納)

第六条 法第二十二條の三第三項の規定により免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

第七條〜第九條 (略)

(変更の届出)

第十条 第七條の規定による認定を受けた大学の設置者(以下「認定課程設置者」という。)は、第八條の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十一條〜第十三條 (略)

(認定等の公示)

第十四條 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

免状」という。)を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

2・3 (略)

(核燃料取扱主任者免状の返納)

第五条 法第二十二條の三第三項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならない。

第六條〜第八條 (略)

(変更の届出)

第九条 第六條の規定による認定を受けた大学の設置者(以下「認定課程設置者」という。)は、第七條の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

第十條〜第十二條 (略)

(認定等の公示)

第十三條 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第七條の規定による認定をしたとき。
- 二 (塗)

別記様式第 1 (第 3 条関係)

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

住 所	郵便番号	電話番号	電子メールアドレス
(略)	(略)		
第一種放射線 取扱主任者免 状又は第一種 放射線取扱主 任者試験合格 証	(略)		
(略)	(略)		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

- 一 第六條の規定による認定をしたとき。
- 二 (塗)

別記様式第 1 (第 3 条関係)

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

本籍 (国籍)	住 所	郵便番号	電話番号
(略)	(略)		
第一種放射線 取扱主任者試 験合格証又は 第一種放射線 取扱主任者免 状の有無	(略)		
(略)	(略)		

別添添付書類 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則
第 3 条各号に掲げる書類。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第2 (第4条関係)

第 号

核燃料取扱主任者免状

氏名

年 月 日生

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第
22条の3第1項の規定に基づき、この免状を交付する。

年 月 日

原子力規制委員会 

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3 (第5条関係)

核燃料取扱主任者免状再交付申請書

別記様式第2 (第3条関係)

履 歴 書

本籍 (国籍)	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	氏名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3 (第4条関係)

核燃料取扱主任者免状再交付申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第5条第1項の規定により、核燃料取扱主任者免状の再交付を申請します。

住 所	郵便番号	電話番号	電子メールアドレス
(略)			

備考 1・2 (略)

別記様式第4 (第8条関係)

認定申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第7条の規定による認定を受けたいので、同規則第8条の規定に基づき、申請します。

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第4条第1項の規定により、核燃料取扱主任者免状の再交付を申請します。

本籍 (国籍)	住 所	郵便番号	電話番号
(略)			

備考 1・2 (略)

別記様式第4 (第7条関係)

認定申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第6条の規定による認定を受けたいので、同規則第7条の規定に基づき、申請します。

(略)	(略)
備考 (略) 別記様式第 5 (第 10 条関係) 認定変更届出書 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 10 条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。 (略)	備考 (略) 別記様式第 5 (第 9 条関係) 認定変更届出書 原子力規制委員会 殿 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 9 条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。 (略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に交付されている法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状及びこ

の規則による改正前の原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第六条の筆記試験合格証は、それぞれこの規則による改正後の原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則別記様式第四の原子炉主任技術者免状及び同規則別記様式第三の筆記試験合格証とみなす。

2 この規則の施行の際現に交付されている法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状は、この規則による改正後の核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則別記様式第二の核燃料取扱主任者免状とみなす。